

「認定こども園」の申請書類の提出について

来年度より本園は「認定こども園（幼稚園型）」に移行し、「子育てを支援する幼稚園」、「働くお母さんを応援する幼稚園」として取り組みます。

つきましては、入園に際して千葉市の認定が必要となりますので、下記のとおり1号認定または2号認定の申請手続きをお願いします。

記

1 1号認定の申請

- (1) 配付した1号認定申請書類の「支給認定申請書」、「同意書」、「扶養親族申告書」を本園へ提出してください（郵送可）。
- (2) 千葉県以外に在住の方は、各市専用の1号認定書類をお渡ししますので本園へ連絡してください（郵送可）。
- (3) 提出締め切り
 - ① 在園の年少児 ⇒ 11月14日（月）
 - ② 在園の年中児 ⇒ 11月 7日（月）
 - ③ 新入園児 ⇒ 11月15日（火）※ 原則として、配付後、2週間以内に提出していただきます。

2 2号認定の申請

- (1) 2号認定を希望される方ですでに就労されている場合は、2号認定の申請書類を記入して中央区こども家庭課へ提出してください。（郵送可）
- (2) 千葉県在住の方には千葉県専用の2号認定の申請書類を渡します。千葉県以外に在住の方は、お手数ですが居住している各市の担当課から2号認定の申請書類をもらい、記入して居住地の担当課へ提出してください。（郵送可）
- (3) 2号認定を希望されている方で、**これから仕事を探して就労される場合は、1号認定の申請書類と2号認定の申請書類の両方の提出が必要となります。**1号認定の申請書類は本園へ提出し、2号認定の申請書類は中央区こども家庭課へ提出してください（郵送可）。千葉県以外に在住の方は、居住している各市の担当課へ2号認定の申請書類を提出してください（郵送可）。
- (4) 2号認定の申請書類は、最終締め切りが12月22日ですが、再提出や面談が必要になる場合もありますし、本園の準備も必要となりますので、できるだけ**11月末までに提出**をお願いします。
- (5) 2号認定の申請について検討されている方にも、2号認定の申請書類を渡しますので、必要な場合は申し出てください。（千葉県在住）

3 2号認定の求職活動と面接について

- (1) 2号認定を希望されている方で**これから仕事を探される場合、求職活動の期間として最長3か月間は前倒しで2号認定となります。**詳しくは中央区こども家庭課と相談してください。
- (2) 2号認定の申請書類の提出後に、中央区こども家庭課で面接が行われます。ただし、**在園児の方の面接はありません。**

【 お問い合わせ 】

千葉市中央保健福祉センターこども家庭課 電話：043-221-2172（2号認定関係）
千葉市幼保支援課 電話：043-245-5100（保育料等のお問い合わせ）
千葉市幼保運営課 電話：043-245-5726（申請書類等のお問い合わせ）